第三者評価内容表評価基準（母子生活支援施設版）

別添５－４

Ａ－１　母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

Ａ－１－（１）母親と子どもの権利擁護

Ａ①　Ａ－１－（１）－①　母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

Ａ－１－（２）権利侵害への対応

Ａ②　Ａ－１－（２）－①　いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。

Ａ③　Ａ－１－（２）－②　いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。

Ａ④　Ａ－１－（２）－③　子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

Ａ－１－（３）母親と子どもの意向や主体性の配慮

Ａ⑤　Ａ－１－（３）－①　母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

Ａ－１－（４）主体性を尊重した日常生活

Ａ⑥　Ａ－１－（４）－①　日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。

Ａ⑦　Ａ－１－（４）－②　行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。

Ａ－１－（５）支援の継続性とアフターケア

Ａ⑧　Ａ－１－（５）－①　母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。

Ａ－２　支援の質の確保

Ａ－２－（１）支援の基本

Ａ⑨　Ａ－２－（１）－①　母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。

Ａ－２－（２）入所初期の支援

Ａ⑩　Ａ－２－（２）－①　入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。

Ａ－２－（３）母親への日常生活支援

Ａ⑪　Ａ－２－（３）－①　母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。

Ａ⑫　Ａ－２－（３）－②　母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。

Ａ⑬　Ａ－２－（３）－③　母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。

Ａ－２－（４）子どもへの支援

Ａ⑭　Ａ－２－（４）－①　健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。

Ａ⑮　Ａ－２－（４）－②　子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。

Ａ⑯　Ａ－２－（４）－③　子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。

Ａ⑰　Ａ－２－（４）－④　子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。

Ａ－２－（５）ＤＶ被害からの回避・回復

Ａ⑱　Ａ－２－（５）－①　母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。

Ａ⑲　Ａ－２－（５）－②　母親と子どもの安全確保のために、ＤＶ防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。

Ａ⑳　Ａ－２－（５）－③　心理的ケア等を実施し、ＤＶの影響からの回復を支援している。

Ａ－２－（６）子どもの虐待状況への対応

Ａ㉑　Ａ－２－（６）－①　被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。

Ａ－２－（７）家族関係への支援

Ａ㉒　Ａ－２－（７）－①　母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。

Ａ－２－（８）特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援

Ａ㉓　Ａ－２－（８）－①　障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。

Ａ－２－（９）就労支援

Ａ㉔　Ａ－２－（９）－①　母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。

Ａ㉕　Ａ－２－（９）－②　就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。